

平成26年第5回 飯塚市議会会議録第6号

平成26年12月19日（金曜日） 午前11時30分開議

○議事日程

日程第23日 12月19日（金曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第133号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第5号））
- 2 議案第85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）
- 3 議案第116号 財産の譲渡（下勢田自治公民館建物）
- 4 議案第117号 財産の譲渡（牧野自治公民館建物）
- 5 議案第118号 財産の譲渡（鹿毛馬中自治公民館建物）
- 6 議案第119号 財産の譲渡（小峠西自治公民館建物）
- 7 議案第120号 財産の譲渡（明治1自治公民館建物）
- 8 議案第121号 財産の譲渡（明治2自治公民館建物）
- 9 議案第122号 財産の譲渡（東勢田2自治公民館建物）
- 10 議案第123号 財産の譲渡（東勢田3自治公民館建物）
- 11 議案第124号 財産の譲渡（東佐與自治公民館建物）
- 12 議案第125号 財産の譲渡（西佐與自治公民館建物）
- 13 議案第126号 財産の譲渡（鯉田東区自治公民館建物）
- 14 議案第127号 財産の譲渡（口原自治公民館建物）
- 15 議案第128号 財産の譲渡（木浦岐自治公民館建物）
- 16 議案第129号 財産の譲渡（東勢田1自治公民館建物）
- 17 議案第130号 財産の譲渡（石丸団地3自治公民館建物）
- 18 議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）
- 19 議案第135号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 20 議案第136号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 21 議案第137号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 22 議案第138号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 23 議案第139号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 24 議案第140号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）
- 25 議案第141号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
- 26 議案第142号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）
- 27 議案第143号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 28 議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 2 議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 3 議案第88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算

(第1号)

- 5 議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 6 議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- 7 議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例
- 8 議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- 9 議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- 10 議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例
- 11 議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例
- 12 議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例
- 13 議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 14 議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例
- 15 議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例
- 16 議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例
- 17 議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 18 議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例
- 19 議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例
- 20 議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 21 議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
- 2 議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)
- 3 議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
- 2 議案第90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 議案第92号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 議案第93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 議案第94号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 議案第95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 議案第97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
- 8 議案第98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
- 9 議案第99号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 10 議案第132号 市道路線の認定

第5 庁舎建設特別委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 請願第15号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願

第6 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第18号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第19号 地域の中小企業振興策を求める意見書の提出

3 議員提出議案第20号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出

第7 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第 31号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
- 2 報告第 32号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
- 3 報告第 33号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
- 4 報告第 34号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 5 報告第 35号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 6 報告第 36号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 7 報告第 37号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償請求控訴事件の和解）
- 8 報告第 38号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第8 署名議員の指名

第9 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（道祖 満）

これより本会議を開きます。

総務委員会に付託していました「議案第133号」、「議案第85号」、「議案第116号」から「議案第130号」までの15件、及び「議案第134号」から「議案第144号」までの11件、以上28件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。10番 佐藤清和議員。

○10番（佐藤清和）

総務委員会に付託を受けました議案28件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第133号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、会計管理費・源泉徴収所得税補填金について、どのように源泉徴収漏れが判明したのかということについては、所得税法に規定のある建築士や測量士等に対して支払った報酬・料金等について、源泉徴収漏れとなっている事例が全国的に多く見られることから、「源泉所得税等の自己点検について」の依頼文書が税務署から届き、点検した結果、源泉徴収漏れがあることが判明したという答弁であります。

次に、この源泉徴収漏れについては、国からの指摘や説明が不十分であったことも要因であると思われるが、税務署に対し市から何か申し入れを行ったのかということについては、減免措置等ができないのかという申し入れは何度も行ったが、最終的には、所得税法の規定に基づき、正規の方法で行わざるを得ないとの回答であったという答弁であります。

次に、地域振興費・街なか循環バス運行経費について、バス停の設置場所等については、

どのように市民の声を反映させるのかということについては、市報等で市民の声を聞く予定にはしていないが、運行区域である菰田地区、川島地区では事前に協議することとしているという答弁であります。

この答弁を受けて、新しい試みであるので、広く市民の声を聞き、交通弱者の方が買い物や病院に行くのに、便利が良くなったと言われるような街なか循環バスにしてほしいという要望が出されました。

次に、地域振興費・予約乗合タクシー運行経費について、予約乗合タクシーの非運行地域において、交通手段を補完するための街なか循環バスは、土曜日にも運行する予定であるが、予約乗合タクシーの土曜日の運行は検討していないのかということについては、今後、全体的な公共交通のあり方について検討していく必要があることから、コストの面も含め、検討していくという答弁であります。

次に、都市計画総務費・ダイマル跡地コミュニティビル整備事業費について、街なか交流・健康ひろばの整備は、健康づくりが目的であると同時に、人を集め商店街の賑わい創出も大きな目的であるが、商店街との連携について担当課等と協議したのかということについては、商店街連合会、商工会議所、商工観光課と協議し、商店街の賑わい、消費拡大につながるような取り組みを模索しているという答弁であります。

この答弁を受けて、今後さらに協議を深め、どのように連携していくのか早い時期に示してほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第116号 財産の譲渡（下勢田自治公民館建物）」から「議案第130号 財産の譲渡（石丸団地3自治公民館建物）」までの15件については、関連があるため一括議題とし、執行部から、議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案15件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの11件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書及び補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案11件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第133号 専決処分の承認（平成26年度 飯塚市一般会計補正予算（第5号）」の委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、承認されました。

次に、「議案第85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」、「議案第116号 財産の譲渡（下勢田自治公民館建物）」、「議案第117号 財産の譲渡（牧野自治公民館建物）」、「議案第118号 財産の譲渡（鹿毛馬中自治公民館建物）」、「議

案第119号 財産の譲渡（小峠西自治公民館建物）」、「議案第120号 財産の譲渡（明治1自治公民館建物）」、「議案第121号 財産の譲渡（明治2自治公民館建物）」、「議案第122号 財産の譲渡（東勢田2自治公民館建物）」、「議案第123号 財産の譲渡（東勢田3自治公民館建物）」、「議案第124号 財産の譲渡（東佐與自治公民館建物）」、「議案第125号 財産の譲渡（西佐與自治公民館建物）」、「議案第126号 財産の譲渡（鯉田東区自治公民館建物）」、「議案第127号 財産の譲渡（口原自治公民館建物）」、「議案第128号 財産の譲渡（木浦岐自治公民館建物）」、「議案第129号 財産の譲渡（東勢田1自治公民館建物）」、「議案第130号 財産の譲渡（石丸団地3自治公民館建物）」、「議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」、「議案第135号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第136号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第137号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、「議案第138号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第139号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第140号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）」、「議案第141号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第142号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第2号）」、「議案第143号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」、及び「議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、以上27件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案27件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していましたが「議案第86号」から「議案第88号」までの3件、「議案第91号」、「議案第100号」から「議案第115号」までの16件、および「議案第146号」、以上21件を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。19番藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

厚生委員会に付託を受けました、議案21件について審査した結果を報告いたします。

「議案第86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、及び「議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、以上4件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書並びに「飯塚市立病院建替事業」の資料に基づき補足説明を受けたのち、副市長より、前回、議案の提案時に通常では考えにくい事業費の上昇に関し、明確な答弁ができず、不信感を抱かせ、混乱を招いたことに対し、大変申し訳なく心よりお詫びしたいとの発言があったのち、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、前回の9月議会の予算に比べ、診療リハビリ棟において約1500万円の減額となっているが、その理由は何かということについては、再度、改修工事全体の設計の精査、見直しを行った結果、診療リハビリ棟において見直しできる部分があり、その内容としては、当初、東棟においては 空調設備や電灯関係の取替を必

要最小限で行う予定であったため、それに合わせて診療リハビリ棟を見直した結果、空調設備工事で約738万円、施工手順の見直しや配線ルートの見直しにより電気設備工事で約675万円、外構部分の見直しで約86万円、合計約1500万円の減額であるという答弁であります。

次に、建替事業の費用負担内訳はどのようになっているのかということについては、今回の建て替え工事の増加額は約3億1300万円であり、そのうち交付税で措置される分が約7500万円、残りの約2億3800万円が地域医療振興協会の負担になるという答弁であります。

次に、9月29日の委員会において、プロポーザルにより選定された設計事務所から、当初30億円の設計額を予定していたものが、49億円で概算内訳書が上がってきたときに、市民に対して説明できないため見直しを再度やってほしい。また、プロポーザルのやり直しも考えたという趣旨の発言をされているが、計画時と設計時では何が変わったのかということについては、当時、設計事務所が市立病院の関係者とプロジェクト委員会をつくり、設計の具体的な内容について協議がなされている。その中で、部屋の広さや数の変更、手術室の増などの要望があり、設計事務所が提案した1万1000平方メートルの面積が約1万3700平方メートルに膨らんだこと。また、病院が西山断層付近に立地しているため、免震構造を採用したこともあり、最終的な設計額として49億円程度になったという報告を設計事務所から受けたという答弁であります。

次に、設計会社から報告のあった49億円が建替事業の当初予算では約40億円に減額されているが、上級品から通常品への変更等の使用材料の見直し、設計の変更や単価の見直しだけでは、9億円もの減額はできないのではないのかということについては、当初、できるだけ初期投資を低く抑え、長期にわたり安定した病院経営を望み、副市長として当初の予算を抑え気味で査定した結果と判断しており、そのことに少し行きすぎた面があったという答弁であります。

また、審査の過程において、委員の中から49億円の概算内訳が出たときにプロポーザルをやりなおさなかったこと、49億円が40億円へ9億円も下がったときに、どのような内容で下がったのかというチェックがなかったこと、9月議会の補正予算の議案説明時に資材費や労務単価の高騰を主な理由とし、実情を明確に説明しなかったことが間違いであるという指摘がなされ、今後反省も含め、副市長の責任においてしっかりと行政運営を行ってほしいという要望が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、事業実施にあたっては最初から本当に必要なものは何か、しっかりと精査しておくべきであり、今後、建設される学校等にも今回のことを生かしてほしいという意見が出され、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」、「議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新制度における地域型保育事業の小規模保育事業では、3つの事業類型があるが、そのうちC型については、運営するにあたって職員に保育士の資格がなくてもよいのかということについては、職員資格については、市長が行う研修を

修了した保育士や保育士と同等以上の知識を有すると市長が認めるものとなっているという答弁であります。

この答弁を受けて、新制度の事業の中には保育士の資格がなくても運営が可能となるものがあり、その事業実施の許可は市が行うことになっているが、その対応についてどのように考えているのかということについては、小規模保育事業については、保育サービスの質の確保が非常に重要な課題となる。この質の確保のため、運営基準の公開、外部評価の実施等を行うようになっており、加えて市町村の指導監督が非常に重要になると考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、保育事業は保育資格を有した者が行うべきであると考えため、本案2件に反対であるという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案2件についてはいずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条例」及び「議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から、新制度は、自治体の責任を投げ捨てる制度になると考えるため、本案2件に反対であるという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、本案2件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」及び「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査した結果、本案2件についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」、「議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例」、「議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例」、及び「議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例」、以上4件については関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、施設の廃止に当たり利用者や地元への説明は十分にされているのかということについては、公の施設としては廃止するが、筑穂保健福祉総合センターや特別養護老人ホーム桜の園は社会福祉協議会が継続して実施し、筑穂高齢者生活福祉センターについては跡利用等の協議を行っている。元々筑穂地区では社協とともに福祉活動を行ってきた経緯もあり、社協への信頼もあるため、保健福祉総合センターや桜の園を継続して実施することに、地域住民等の異論はないと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、公の施設として市が管理していくべきと考えため、議案第109号、議案第111号、及び議案第113号、以上3件に反対であるという意見が出され、それぞれ採決を行った結果、議案第109号、議案第111号、及び議案第113号、以上3件については、いずれも賛成多数で、原案どおり可決すべきものと、議案第110号については 原案どおり可決すべきものとそれぞれ決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から、条例の利用料金表では、健幸スポーツ広場の個人の利用については、無料であるとの標記がないため、条例へ明記するとともに、市民への周知をお願いしたいという意見が出され、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から、個室料等の値上げに反対であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

厚生委員長長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、ただいまの厚生委員長報告のうち、議案第103号から議案第106号、議案第109号、議案第111号、議案第113号、議案第115号に反対の立場から討論を行います。

議案第103号から議案第106号は、子ども・子育て関連3法が施行されることに伴い、条例を定めるものです。子ども・子育て新制度はその本質が、自治体が保育の実施義務を負っている現代の保育制度の解体をねらう内容であります。

福祉としての保育が介護保険や障害者総合支援法のような利用者補助方式、直接契約方式で保護者の自己責任による利用へと仕組みを大きく変えることに制度が複雑でよくわからないのに、選択が迫られて大変だ。今のままいきたいが、国の補助が補償されるのかなど関係者の間で深刻な不安が広がっています。

また、新制度では、全ての子どもの育ちのためとしながら契約原理、市場原理を前提とする仕組みであり、必要な子どもに対する福祉の意義と役割が薄められてしまいます。虐待を受けている子どもや生活困窮世帯の子どもも障がいを持っている子どもなど、契約原理、市場原理に乗れない特別な支援を必要とする子どもに対応するためには、特別な仕組みを別枠で用意するしかなく、子どもたちに差別と格差を持ち込むことにつながります。

また、来年4月から実施としながら保育料は来年3月に確定するというのです。12月現在の案では、認定こども園の幼稚園の部分である1号認定の場合、公立は現在6千円ですが、最高で1万9780円にもなります。3倍以上になる人が出てくるわけです。27年度に限り経過措置で現行どおりとしていますが、保護者にとっては大変な負担増となることは間違いありません。小規模保育事業等では、保育士資格の人がゼロでも保育を担うことができるとしています。保育士でない人がわずかな研修だけで保育を行うのです。保育の質の低下が懸念されます。子ども・子育て新制度は保育に企業の参入をすすめ国や自治体の責任を大きく後退させるものです。子どもの安全安心が脅かされるおそれがあります。国の言いなりに子ども・子育て支援法と新制度導入を急ぐのではなく、現行制度のもとで拡充とさらなる支援の充実に自治体としての責任を果たすことを求めて討論とします。

次に、「議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」は特別養護老人ホーム筑穂桜の園を社会福祉協議会に無償貸与するものです。また、議案第111号、議案第113号は、筑穂高齢者福祉センター及び筑穂保健福祉総合センターをともに社会福祉協議会に移譲するものです。福祉の増進に責任を持つというのが自治体の本来の仕事です。この責任を投げ出すものであり認められません。

次に、「議案第115号 飯塚市立病院の設置に関する条例の一部を改正する条例」は特別室の料金を6480円から1万800円に、個室料金は3240円から5400円に引き上げるものです。特別室が何室あるのかもよく示されないまま、年間どれだけの金額になるのか、財政的な検討もないままであり、新しくなり少し広がったとはいえ患者の負担を考えると簡単に引き上げるべきではないということを示し述べて討論とします。以上です。

○議長（道祖 満）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第86号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第87号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第88号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、及び「議案第91号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案4件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第100号 平成26年度飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第101号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」、及び「議案第102号 飯塚市福祉事務所条例等の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第103号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第104号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第105号 飯塚市就学前の子どものための教育・保育の実施に関する条

例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第106号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第107号 飯塚市放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例」、及び「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第109号 飯塚市特別養護老人ホーム条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第110号 飯塚市筑穂老人福祉センター条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第111号 飯塚市筑穂高齢者生活福祉センター条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第112号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第113号 飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第114号 飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第115号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご

起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第146号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

市民文教委員会に付託していました「議案第96号」、「議案第131号」、及び「議案第145号」、以上3件を一括議題といたします。市民文教委員長の報告を求めます。

18番 秀村長利議員。

○18番 (秀村長利)

市民文教委員会に付託を受けました、議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、学校給食の賄材料の調達はどのようにおこなっているのかということについては、福岡県学校給食会及び市内業者からの調達を基本としているが、調達できない材料については、市外業者からおこなう場合もあるという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査の過程において委員の中から、今回のような他自治体とのサーバの共同利用については、コストの低減にもつながり、非常に有効な手段であるため、他の部分についても推進していくべきであるとの意見が出されました。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長 (道祖 満)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第96号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」、「議案第131号 事務の受託(電子情報処理組織による戸籍事務)」、及び「議案第145号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していました「議案第89号」、「議案第90号」、「議案第92号」から「議案第95号」までの4件、「議案第97号」から「議案第99号」までの3件、及び「議案第132号」、以上10件を一括議題といたします。経済建設委員長の報告を求めます。15番 八兄雄二議員。

○15番（八兄雄二）

経済建設委員会に付託を受けました議案10件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第89号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、来年度より包括的民間委託に移行するが、施設維持管理費をどの程度見込んでいるのかということについては、現在協議を行っているところであり、同様に包括的民間委託により運営している浜松場の例では5000万円程度と聞いており、それに近い規模になるのではないかと予想しているという答弁であります。

この答弁を受けて、オートレース場はそれぞれ建設された時期が異なり、飯塚場は特にスタンド席の老朽化も著しく、来年度は耐震補強も必要になると予想されることから、一概に他場と比較はできないと考える。年々売上げが低迷し、包括的民間委託を選択する以上、維持管理費がどの程度かかるのか、できるだけ早めに想定しておく必要がある。また、各施策により売上げ向上に努めているものの、その売上額は当初の予測に届かない状況が続いているので、できるだけ誤差の少ない予算組みをお願いしたいという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第92号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第93号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第94号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、以上3件については、補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第95号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」については、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、各所整備工事費として鯉田工業団地の調整池法面補強工事が計上されているが、瑕疵担保の期限は過ぎているのかということについては、期間は2年間であり、既に過ぎているという答弁であります。

次に、配水管布設工事費補助金というものが計上されているがどのようなものかということについては、鯉田工業団地は各区画で高低差があり、水道管の本管に接続する配管の長さが異なることから、配水管布設工事と給水管布設工事を同時に施工してもらうため、補助金として負担するものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第98号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第99号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上3件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第132号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 89 号 平成 26 年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 90 号 平成 26 年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 号）」、「議案第 92 号 平成 26 年度飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 93 号 平成 26 年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 94 号 平成 26 年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 95 号 平成 26 年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 97 号 平成 26 年度飯塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 98 号 平成 26 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 99 号 平成 26 年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」、及び「議案第 132 号 市道路線の認定」、以上 10 件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案 10 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

庁舎建設特別委員会に付託していました「請願第 15 号」を議題といたします。庁舎建設特別委員長の報告を求めます。24 番 岡部 透議員。

○24 番（岡部 透）

本特別委員会に付託を受けました、請願 1 件について、審査した結果を報告いたします。

「請願第 15 号 新庁舎の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

庁舎建設特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第 15 号 新庁舎建設の計画変更に伴う住民説明会の開催に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

「議員提出議案第 18 号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。18 番 秀村長利議員。

○18 番（秀村長利）

議員提出議案第18号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「「手話言語法」制定を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣あてに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第18号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出」について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第19号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。20番 明石哲也議員。

○20番（明石哲也）

議員提出議案第19号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地域の中小企業振興策を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣あてに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（道祖 満）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第19号 地域の中小企業振興策を求める意見書の提出」について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第20号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。16番 守光博正議員。

○16番(守光博正)

議員提出議案第20号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、女性活躍担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、総務大臣あてに、提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(道祖 満)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 宮嶋つや子議員。

○7番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、「議員提出議案第20号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(案)」について反対の立場から討論を行います。

安倍首相は、成長戦略スピーチで現在最も生かしきれていない人材とは何か、それは女性ですと述べました。安倍政権にとって、女性の活躍は女性自身の願いにそって働くことができる環境の整備ではなく、労働力不足を埋める人材としての活用策の推進です。

安倍政権は、非正規雇用労働者の正社員化とうたっています。首相が本部長を務める全ての女性が輝く社会づくり本部は、10月10日全ての女性が輝く政策パッケージで非正規社員の処遇改善や正社員化の支援を掲げました。ところが、労働法制のほうは大改悪へまっしぐらです。安倍政権は決して、全ての女性に輝いてほしいと思っているわけではありません。

1の項目にありますように、安倍政権は2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にするといいます。しかし、安上がりに長時間働かせたいという財界や大企業の本音は揺らぎません。労働時間だけでなく、成果で評価するなどとして残業代ゼロ、過労死促進の制度を導入すれば活躍どころか命まで奪われかねません。

3の項目では、子ども・子育て新制度を着実に実施するようにはしていますが、この制度は、国や自治体の保育に対する責任を曖昧にし、営利企業の参入を拡大するものであります。女性が安心して働ける環境整備に逆行するものであります。多くの女性が望んでいるのは、異常な長時間労働を規制し、男女ともに人間らしく働き生活できる条件づくりではないでしょうか。このことが本当に、女性が輝く社会実現のために必要だということを述べて、この意見書に反対といたします。

○議長(道祖 満)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第20号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数、よって本案は原案可決されました。

「報告第31号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、「報告第32号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、および「報告第33号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」、以上3件の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（原田一隆）

報告第31号、報告第32号及び報告第33号について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立て及び訴えの提起をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

議案書の140ページをお願いします。報告第31号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てに関するものです。

事件の概要に記載されております20名のうち14名の者は、たび重なる催告や納入指導に応じず、住宅使用料を滞納してきましたが、契約解除を通知するに至り、態度を改め、和解の意志を示しました。

また、5名の者は、過去に和解をしながら、その和解条項を履行しなかったため、福岡地方裁判所飯塚支部に強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意志を示しました。残る1名の者は、契約解除に至ってもなお、誠意を示さなかったことから、福岡地方裁判所飯塚支部に、明け渡し訴訟を提起し、その判決をもって、強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意志を示しました。以上のことにより、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

続きまして、議案書の142ページをお願いします。報告第32号につきましても、市営住宅の管理上必要な和解の申し立てに関するものです。事件の概要に記載されております1名の者は、報告第31号の者と同様に、契約解除に至ってもなお、誠意を示さなかったことから、福岡地方裁判所飯塚支部に、明け渡し訴訟を提起し、その判決をもって、強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意志を示したため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

続きまして、議案書の143ページをお願いします。報告第33号につきましても、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものです。事件の概要に記載されております4名の者は、報告第31号及び第32号の者と同様に、住宅使用料を滞納し、契約解除に至ってもなお、誠意を示さない者であります。したがって、公営住宅法第32条及び飯塚市市営住宅条例第43条の規定により、福岡地方裁判所飯塚支部に明け渡し訴訟を提起したものです。

なお、以上の報告中にございます、過去の和解、ならびに、明け渡し訴訟の提起につきましては、和解もしくは訴訟提起当時、専決処分を行い、直近の議会において報告済みであります。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、「厳正に法的措置」を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第34号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、「報告第35号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、「報告第36号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」および「報告第37号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償請求控訴事件の和解）」、以上4件の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（白土信靖）

報告第34号から報告第37号までの専決処分の報告についてご報告いたします。この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告34号、35号、37号の報告をいたします。報告第34号、議案書の144ページをお願いいたします。本件事故は平成26年8月20日、午後6時40分ごろ、柏の森地内の市道「折口・天神坂線」において、当事者が柏の森方面から田川方面へ走行中、道路中央にできたくぼみに右側前後輪を落とし込ませ、右側前後輪のタイヤ・ホイールを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は60%であり、当事者車両の損害賠償額は3万8173円となっております。

次に、報告第35号、議案書の146ページをお願いいたします。本件事故は平成26年8月30日、午前8時40分ごろ、相田地内の市道「太郎丸・相田線」において、当事者が相田方面から幸袋方面へ走行中、道路左寄りにできたくぼみに左側前輪を落とし込ませ、タイヤ・ホイールなどを損傷させたものです。事故によります市の割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は2万8925円となっております。

次に、報告第37号、追加議案書の21ページをお願いいたします。本件事故は平成24年9月7日、午後6時ごろ、伊岐須地内の市道「高雄団地1号線」において、当事者が伊岐須方面から相田方面へ走行中、わだち状態の市道上のマンホール蓋が車両底部に接触したため、マフラーが損傷及びエアバックが作動しエンジンが停止したものです。当事故は車両損傷事故に係る損害賠償請求控訴事件の和解が成立し、和解金として8万円を支払うものでございます。日ごろより道路点検補修につきましては、市報などの情報提供依頼や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

続きまして、報告第36号の報告をいたします。議案書の148ページをお願いいたします。事故発生日時は平成26年8月21日、午後1時53分ごろ、事故の概要といたしましては、花瀬地内の花瀬交差点近くの駐車場において、土木管理課職員運転の2トントラックで市道「大日寺・吉原町線」の陥没補修作業中、駐車場横に置いていた土嚢袋を回収するためバックした際、駐車場のフェンスに接触し損傷を与えたものでございます。事故によります市の過失割合は100%であり、損害賠償額は5万2920円となっております。職員の運転に際しましては、日ごろより安全運転に対する指導を行っているところでございますが、今後さらなる指導、注意喚起を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第38号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。介護保険課長。

○介護保険課長（高瀬英一）

追加議案書23ページをお願いいたします。報告第38号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

本件事故は平成26年10月9日、木曜日、午前8時50分頃、介護保険課職員が訪問調査のため公用車を運転中に、飯塚市幸袋地内の県道「幸袋・柏の森線」と市道「船平・打角線」が交差する地点で発生したものです。

公用車で市道「船平・打角線」を川津方面から進行し、一時停止後、交差点内に侵入した際、右方面の川島方面から直進してきた相手方車両と接触し、公用車の右フロントバンパーと相手方車両の左フロントバンパーが接触し、双方の車両を損傷したものです。

この事故の過失割合は市80%、相手方20%で、相手方に損害賠償金14万6400円を支払うことで示談が成立しております。

今回の事故につきましては、職員の左右確認不足によるものでございます。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに指導を行っておりますが、今後はこのような事故が起きないように指導徹底を図ってまいります。

以上、簡単ではございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（道祖 満）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。6番 平山 悟議員、24番 岡部 透議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程を全部終了いたしましたので、これをもちまして平成26年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、誠にもって傍聴者の皆様、各関係者の皆様に本会議の開催が遅れたことについてお詫び申し上げます。

議事運営上に問題が生じたため、議会運営委員会、厚生委員会を急ぎ開催せざるを得ないことが生じたので、遅れました。誠に申しわけありませんでした。

改めまして、平成26年第5回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後0時42分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 道祖 満 | 16番 | 守光 博正 |
| 3番 | 吉田 健一 | 17番 | 城丸 秀高 |
| 4番 | 石川 正秀 | 18番 | 秀村 長利 |
| 5番 | 江口 徹 | 19番 | 藤浦 誠一 |
| 6番 | 平山 悟 | 20番 | 明石 哲也 |
| 7番 | 宮嶋 つや子 | 21番 | 田中 裕二 |
| 8番 | 永末 雄大 | 22番 | 田中 博文 |
| 9番 | 松本 友子 | 23番 | 鯉川 信二 |
| 10番 | 佐藤 清和 | 24番 | 岡部 透 |
| 11番 | 梶原 健一 | 25番 | 藤本 孝一 |
| 12番 | 古本 俊克 | 26番 | 兼本 鉄夫 |
| 13番 | 松延 隆俊 | 27番 | 森山 元昭 |
| 14番 | 上野 伸五 | 28番 | 坂平 末雄 |
| 15番 | 八兄 雄二 | | |

(欠席議員 1名)

2番 瀬戸 元

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永 円 司

次 長 中 村 武 敏

調査担当主査 高 橋 宏 輔

書 記 岩 熊 一 昌

議事係長 斎 藤 浩

書 記 淵 上 憲 隆

書 記 有 吉 英 樹

◎ 説明のため出席した者

市 長 齊 藤 守 史

市民環境部次長 田 中 淳

副 市 長 田 中 秀 哲

都市建設部次長 鬼 丸 力 雄

教 育 長 片 峯 誠

会計管理者 西 敬 由

上下水道事業管理者 梶 原 善 充

介護保険課長 高 瀬 英 一

企画調整部長 田 代 文 男

土木管理課長 白 土 信 靖

総 務 部 長 小 鶴 康 博

住 宅 課 長 原 田 一 隆

財 務 部 長 石 田 慎 二

経 済 部 長 伊 藤 博 仁

市民環境部長 大 草 雅 弘

こども・健康部長 高 倉 孝

福 祉 部 長 金 子 慎 輔

公営競技事業部長 加 藤 俊 彦

都市建設部長 菅 成 徹

上下水道局次長 諫 山 和 敏

教 育 部 長 瓜 生 守

企画調整部情報化担当次長 大 庭 章 司

議 長

副 議 長

仮 議 長

仮 議 長

署名議員 番

署名議員 番